

豊橋市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

誓 約 事 項	チェック欄
1 豊橋市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び豊橋市から求められた場合には、それに応じます。	<input checked="" type="checkbox"/>
2 以下の場合には、豊橋市移住支援金・地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。	<input checked="" type="checkbox"/>
(1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により地方就職支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合：全額	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に、豊橋市に転入しなかった場合：全額	<input checked="" type="checkbox"/>
(4) 転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から 3 年未満に豊橋市から転出した場合：全額	<input checked="" type="checkbox"/>
(5) 就業日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から 3 か月以内に支給要件を満たす愛知県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額	<input checked="" type="checkbox"/>
(6) 就業日から 1 年以内に、勤務地が豊橋市の定める地域外（愛知県外）へ変更となった場合：全額	<input checked="" type="checkbox"/>
(7) 転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から 3 年以上 5 年以内に豊橋市から転出した場合：半額	<input checked="" type="checkbox"/>

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

令和〇年 〇月 〇日

署名欄： 豊橋 太郎